

■議案第17号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について

【要旨】

この条例改正は、人事院が平成26年8月7日付けで行った国家公務員の給与に関する勧告（以下「平成26年人事院勧告」という。）及び平成28年8月8日付けで行った国家公務員の給与に関する勧告（以下「平成28年人事院勧告」という。）の趣旨に沿って、職員の給与及び諸手当の改定をしようとするものです。

【改正の内容】

「平成26年人事院勧告」は、地域ごとの民間賃金の水準のよりの確な公務員給与への反映や官民の給与差を踏まえた50歳代後半層の給与水準の見直し等（以下「給与制度の総合的見直し」という。）を行うよう勧告されましたが、四万十町の職員の給与は高知県人事委員会勧告に沿って給与を決定する高知県の給与に準拠する給与体系（以下「県準拠」という。）としており、「平成26年人事院勧告」に対して高知県人事委員会は、高知県の給与水準が地域における国家公務員の給与水準を下回る状況にあることから、地域間及び世代間の給与配分の見直しによる給料表の改定は行わず、現行のまま据え置くことが適当と判断しました。このことから、県準拠である四万十町においても、「給与制度の総合的見直し」は行われず、結果として未実施団体となっています。これについて国からは「給与制度の総合的見直し」の実施を強く要請されており、今回、県の指導のもと、県準拠から国に準拠する給与体系に変更するものです。

また、「平成28年人事院勧告」による改正をあわせて行うものです。

【改正の具体的な内容】

（1） 給料表の改定

国家公務員で全国共通に適用される俸給表に準拠するよう、全ての給料表の給料月額を改正します。（平均1.0%減）

（2） 期末手当及び勤勉手当

① 期末手当の改定

期末手当の再任用職員以外の職員の6月期の支給割合を100分の122.5（現行：100分の120）に、12月期の支給割合を100分の137.5（現行：100分の135）に改定します。

また、再任用職員の6月期の支給割合を100分の65（現行：100分の64）に、12月期の支給割合を100分の80（現行：100分の73.5）に改定します。

② 勤勉手当の改定

勤勉手当の再任用職員以外の職員の支給割合を100分の85（現行：100分の75）に改定します。

また、再任用職員の勤勉手当の支給割合を100分の40（現行：100分の37.5）に改定します。

(3) 初任給調整手当の改定

- ① 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を 413,800 円(現行: 413,300 円)に改定します。
- ② 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員に対する支給月額の限度額を 50,600 円(現行: 67,300 円)に改定します。

(4) 扶養手当の改定

- ① 子以外の扶養親族に係る扶養手当の月額を 1 人につき 6,500 円とし、子に係る扶養手当の月額を 1 人につき 1 万円に改定します。
- ② 職員に配偶者がいない場合にあっては、扶養親族のうち 1 人に係る扶養手当の月額を 11,000 円とする取扱いを廃止します。
- ③ 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に支給する扶養手当に関する特例について、次の表のとおりとします。

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
扶養親族				
配偶者		13,000円	10,000円	6,500円
子		6,500円	8,000円	10,000円
父母等		6,500円	6,500円	6,500円
職員に配偶者が ない場合の 1 人目	子	11,000円	10,000円	10,000円
	父母等	11,000円	9,000円	6,500円

(5) その他一部字句の修正等、所要の整備を行います。

◎影響額 約 8 2 7 万円の増額

【施行期日】

平成 29 年 4 月 1 日